

# 介護老人福祉施設 沼津フジビューホーム

## 優先入所基準

### 1 目的

この基準は、沼津市指定介護老人福祉施設優先入所指針（平成30年4月1日施行）に基づき、介護老人福祉施設沼津フジビューホーム（以下「施設」という。）の施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるための基準を明確にし、施設入所の円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2 優先入所方針

優先入所は、別表の入所申込者評価基準により算定された合計点数の高い順に決定する。

### 3 優先入所検討委員会

#### （1）優先入所検討委員会の設置

施設は、優先入所順位の決定をするため、優先入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （2）委員会の構成

委員会の委員は、施設長・次長・生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員・管理栄養士及び施設長が選任する施設職員以外の第三者の委員で構成する。

#### （3）委員会の招集

1. 委員会は、施設長が招集し、委員会の議長は施設長が務める。
2. 施設長に事故があるときには、施設長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
3. 委員会は年2回開催とする。

尚、年2回の優先入所検討会で不足となる場合は状況の判断の元、随時開催するものとする。

### 4 優先入所決定の手続き

#### （1）入所申込みの受付

- ア 施設への入所申込は、入所申込書（様式1）により行う。
- イ 施設は、入所申込書に基づき、入所申込者名簿（様式2）を作成する。
- ウ 要介護1又は2の状態の入所申込者についての取扱いは、静岡県指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱要領によるものとする。

(2) 入所申込者の調査

施設は、優先入所調査票（様式3）により入所申込者の状況を調査するものとする。

(3) 優先入所順位の決定

委員会は、優先入所調査票及び入所申込者名簿等の調査結果に基づき優先入所の順位を審査決定し、これに基づく優先入所順位名簿（様式2）を作成する。

(4) 入所の決定

ア 施設は、委員会において優先入所順位の決定をうけた入所申込者について、入所申込者の心身の状況等を把握のうえ、入所を決定する。

イ 施設は、市町から老人福祉法第11条第1項第2号の措置による入所の委託があった場合には、他の入所申込者に優先して入所を決定する。

5 優先入所事務の留意事項

(1) 記録の作成及び保存

委員会は優先入所に係る協議の内容を記録し、これを2年間保存するとともに、県又は市町から求めがあったときは、これを提出しなければならない。

(2) 守秘義務

委員会の委員は、委員会において知り得た入所申込者又はその家族に関する個人情報等を漏らしてはならない。委員会の委員を退任した後も同様とする。

(3) 説明責任

施設は、入所申込を受けた時には、入所申込者等に対し、施設の優先入所に係る基準の内容を説明しなければならない。

(4) 情報の提供

施設は、入所申込者等から入所順位等の結果について情報を求められたときは、これを提供しなければならない。

(5) 疑義等に対する対応

施設は、入所申込者等から入所順位等の結果について疑義等を申し立てられたときは、施設において再度、調査のうえ、委員会に諮るものとする。

(附則)

この指針は、平成15年4月1日より施行する。

この指針は、平成15年11月28日より施行する。

この指針は、平成20年4月16日より施行する。

この指針は、平成22年10月28日より施行する。

この指針は、平成30年4月1日より施行する。

この指針は、平成15年11月28日より施行する。

この指針は、令和8年4月1日より施行する。

(別表)

### 入所申込者評価基準

優先入所の点数は、次の1から4までに掲げる項目の点数を合計した点数又は5の点数とする。

#### 1 本人の状況

①	要介護5	50点
②	要介護4	40点
③	要介護3	30点
④	要介護2	10点
⑤	要介護1	5点

#### 2 介護の困難性 ※最高点は50点とする

##### (1) 自宅（(2)以外の場所）の場合

次表のとおり点数をつけるものとするが、介護を過度に行っていると認められる子ども・若者（ヤングケアラー）が主たる介護者である場合にあっては、当該者が介護をしていないものとした状況により判断するものとする。

①	ひとり暮らし（介護者が日常生活圏域にいない）又は同居の家族全員（未成年者を除く）が要介護状態、病気療養中若しくは障害を有するため介護が困難である。	50点			
②	ひとり暮らし（介護者が日常生活圏域にいる）	45点			
③	上記以外の状況であるが在宅介護が困難である（下記ア～カを加算）				
ア	主介護者の年齢	75歳以上	70歳以上 75歳未満	60歳代	60歳未満
		15点	10点	5点	1点
イ	主介護者の障害や疾病	要支援1以上の介護認定等を受けている又はそれと同程度の障害等があり介護が困難		左記以外の状況であるが障害や疾病があり介護が困難	障害や疾病はない
		15点		10点	1点
ウ	主介護者の就労	8時間以上	8時間未満	なし	
		15点	10点	1点	
エ	他の家族の育児・介護等	他の家族の育児・介護・看護等がある		他の家族の育児・介護・看護等はない	
		15点		1点	
オ	他の介護協力者の有無	協力者がいない		協力者がいる	
		10点		1点	
カ	過去の在宅介護期間	2年以上	2年未満	なし	
		10点	5点	1点	

##### (2) 介護老人福祉施設等に入院又は入所している場合

①	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は法令で定めるその他の福祉施設（介護付きの施設を除く。）	5点
②	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、グループホーム、①のうち介護付きの施設又は病院	1点

注) 退所又は退院が予定されている場合は、在宅に復帰したものと仮定して、(1)により点数をつける。

3 居住地

沼津市	20点
沼津市を除く静岡県東部の市町	10点
上記以外	0点

4 特別な状況

緊急度などから、特に施設入所を考慮すべき特別な事由が認められる場合には、委員会の判断により、その状況に応じて、20点を限度として加算することができるものとする。

5 その他

以下の場合、1～4の加算に関わらず、次の点数とする。

①	介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合	150点
②	6か月以内に入所することを希望しない者	0点